

令和4年度 集団指導

～居住系サービス編～

～対象サービス～

- ・ 共同生活援助
- ・ 短期入所



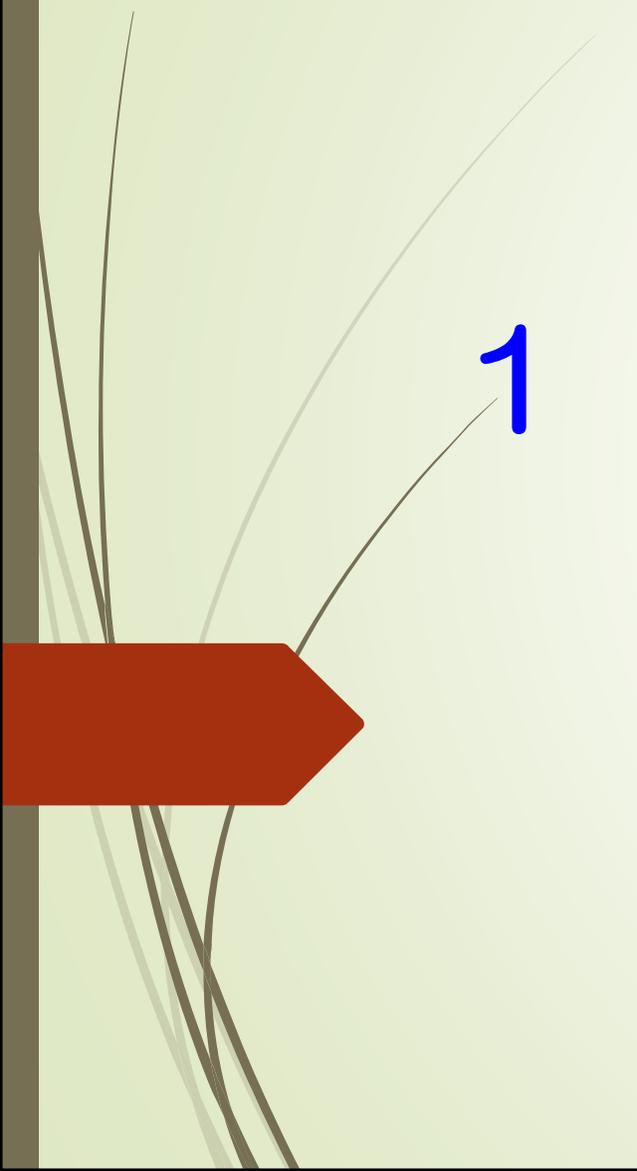
練馬区 福祉部

指導検査担当課 障害福祉サービス検査係



説明内容

- 1 感染症等まん延防止措置
- 2 帰宅時支援加算（共同生活援助）
- 3 関係法令等



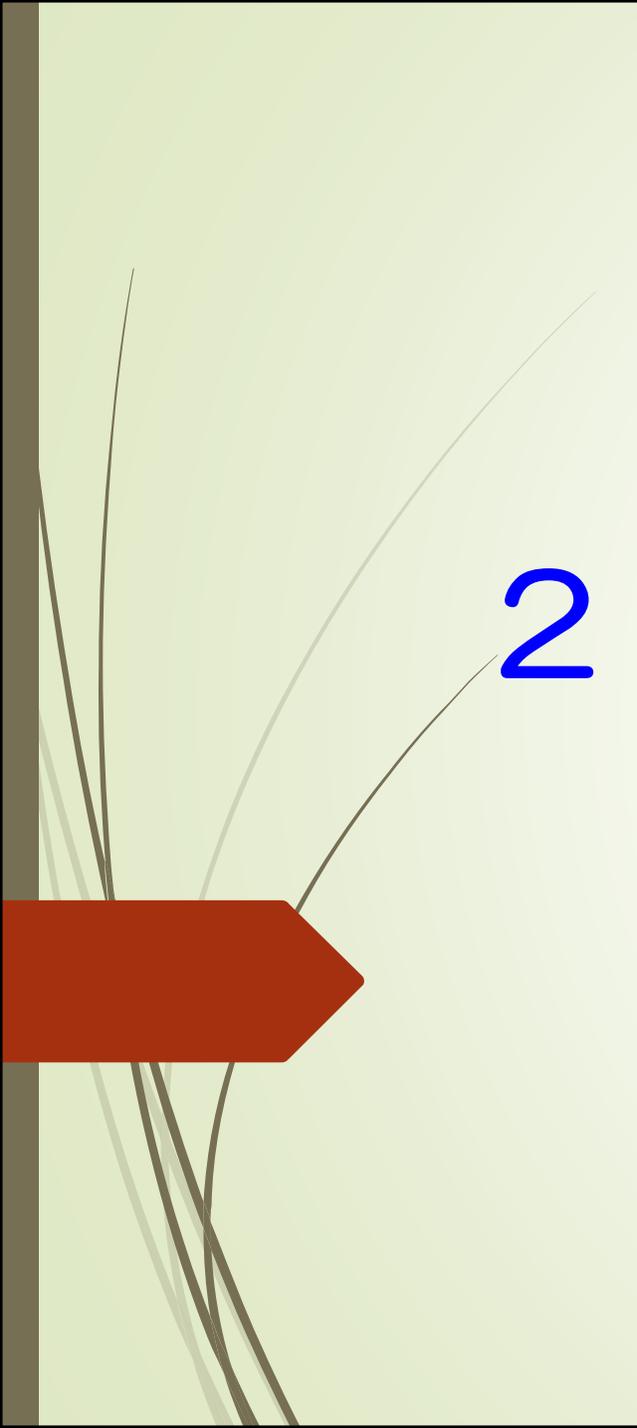
1 感染症等まん延防止措置

感染症等まん延防止のための措置

■ 「委員会、研修、訓練」の頻度 【居住系サービス】

委員会	おおむね3か月に1回以上 開催
研 修	年2回以上 実施 （新規採用時、必須）
訓 練	年2回以上 実施 （訓練 = シュミレーション）

※ 経過措置期間3年（令和6年4月から義務化）



2 帰宅時支援加算について

【共同生活援助】

帰宅時支援加算の概要

【共同生活援助】 利用者の帰省等に伴う支援を行った場合

帰省等の日数 ※	単 位	備 考
月合計 3日～7日未満	187単位 ×月1回限度	※ 帰省等の日数 初日と最終日を除く、 月の合計日数
月合計 7日以上	374単位 ×月1回限度	〔 初日・最終日は、GH での支援があれば、 基本報酬を算定できる 〕

帰宅時支援加算の要件

- 1 個別支援計画に、帰宅時支援加算に係る支援内容を記載
- 2 利用者の帰省に伴い、家族等との連絡調整 や 交通手段の確保等の支援を行う。
- 3 家族等との連携により、帰省中の利用者の居宅等での生活状況等を把握
- 4 上記の「2と3」の内容を記録
 - 支援日時
 - 支援内容（家族との連絡調整、交通手段の確保等）
 - 利用者の居宅等における生活状況等

3 関係法令等①

～法令～

- 障害者総合支援法、障害者総合支援法施行令、障害者総合支援法施行規則

～指定基準・運営基準～

- 東京都指定障害福祉サービス事業者等の人員、設備及び運営の基準に関する条例【[都条例 第155号](#)】
- 東京都指定障害福祉サービス事業者等の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則【[都規則 第175号](#)】

～解釈通知等～

- 障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者等の人員、設備及び運営に関する基準について【[障発第1206001号](#)】
- 障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取扱いについて【[障発第1206002号](#)】

※ 障害者総合支援法＝障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

3 関係法令等②

～報酬告示～

- 障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準【[厚生労働省告示第523号](#)】

～留意事項通知～

- 障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について【[障発第1031001号](#)】

～参考～

- 障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き 令和2年10月
(厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課 地域生活支援推進室)
- 共同生活援助・短期入所事業所の人員について
(東京都福祉保健局障害者施策推進部 地域生活支援課居住支援担当)

※ 障害者総合支援法＝障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

説明は、以上です。

サービス管理責任者等研修
の動画へお進みください。